

件名	栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例施行規則の一部改正について
提案理由	利用料金体系の見直しを内容とする栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。

栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例施行規則の一部 改正について

教育委員会事務局生涯学習課

1 改正の趣旨

利用料金体系の見直しを内容とする栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。

2 改正の概要

- (1) 「教育指導者等」の料金区分の廃止に伴う教育委員会が定める「教育指導者等」の定義の削除
- (2) 利用料金体系の見直し等による利用許可申請書及び利用許可書の所要の整備(※)

※ 利用料金体系に合わせた様式の整備を行うことから、「教育指導者等」欄、「小学生以下」及び「中学生」欄を廃止し、「中学校生徒以下の者」欄を新設する。

また、「宿泊棟の利用」及び「あり」「なし」欄を新設する。

3 施行期日

平成31年4月1日

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月 日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例施行規則（平成十六年栃木県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第六条 削除</p>	<p>（教育委員会が定める者）</p> <p>第六条 条例別表の1宿泊棟の表備考3に規定する教育委員会規則で定める者は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育活動としてなす高原自然の家を利用する場合における教員等の指導者 二 教育委員会がなす高原自然の家において主催する事業への参加者 三 青少年団体、成人団体等の社会教育関係団体の指導者 四 その他教育委員会が適当であると認める者

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(生涯学習課)

